

総代会

総代会は、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された総代により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置

付けにあり、経営に関する重要事項(定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等)の審議と決議を行います。



第75回定時総代会



第75回定時総代会(2022年7月5日)の開催概要は会社情報編 P28~29をご参照ください。

※総代会当日の議事進行の映像や議事録等は、ニッセイホームページにてご覧いただけます。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

総代会傍聴制度

社員は、総代会を傍聴することができます。傍聴者の資格や申し込み方法などの詳細については、毎年5~6月に当社の各店頭に掲示するポスター、ホームページにてお知らせしています。

総代懇談会

総代懇談会は、総代による経営チェック態勢をより充実させるため、総代へ上半期業績や経営課題への対応を報告し、幅広いご意見・ご要望をお伺いする

場として、1962年から当社独自の取り組みとして毎年開催しています。

※2021年度総代懇談会(2021年12月2日)当日のご意見は会社情報編P30をご参照ください。

総代とその選出

総代(総代の一覧についてはP120~121参照)

定款の定めにより、総代の任期は4年(重任限度は通算8年)、定数は現在200名とされています。総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢などの面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。当社の総代の定数は、こうした観点から、適正な水準にあるものと考えています。

総代の選出

総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、約964万名の社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、総代候補者選考委員会が総代候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう、社員投票を実施する方式を採用しています。

毎年、「ニッセイ懇話会」(P102参照)において、社員の皆様から経営に対するさまざまなご意見・ご要望をお伺いしており、これに出席いただいた社員の皆様からも総代が選出されています。総代になることを希望する社員が、総代候補者に直接選考される方法は採用していませんが、ニッセイ懇話会に参加いただいた方からの選出を積極的に行うことで、選出方法の多様化を図ってまいります。

◎総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会は、社員(有配当保険のご契約者)の中から総代会で選任された選考委員で構成され、総代候補者の選考基準を定め、社員の幅広い層から候補者を選考します。総代候補者選考委員会は、会社からの独立性を確保し、候補者選考過程における公正の確保、透明性の向上に努めています。

◎社員投票

総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。

総代候補者選考基準

1. 資格要件
 - (1) 当社の社員(有配当保険のご契約者)であること
 - (2) 他社の総代に就任していないこと
2. 適格基準
 - (1) 生命保険事業および当社経営に深い関心を持ち、総代として相応しい見識を有していること
 - (2) 総代会等への出席など、総代としての十分な活動が期待できること
 - (3) 社員全体の利益の増進を図るため、総代会などの場で公正な判断等を行い、また、必要に応じ、当社経営への提言やチェックを行うことが可能なこと
3. 選考の視点

総代の社員代表機能と経営チェック機能を重視する観点に立ち、幅広い層からの選出を行う。

 - (1) 社員代表機能の面では、地域・年齢・性別などのバランスに配慮した人選を行う。
 - (2) 経営チェック機能の面では、職業あるいは専門性などにも配慮しつつ、経営的視点・消費者的視点・専門的視点など、多様な視点から当社経営への提言やチェックをいただけるよう人選を行う。

総代候補者選考委員選考基準

1. 生命保険事業および相互会社運営について深い関心と理解を持ち、選考委員として相応しい見識を有していること
2. 公正・公平な観点から総代候補者を選考し、社員投票の管理を行うことができること

社員投票の時期

2年に一度、8~9月にかけて実施しています。2022年度は社員投票の実施年度にあたります(投票書類を全社員に送付します)。

総代数、総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。
〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社 企画総務部

ニッセイ懇話会

ニッセイ懇話会は、全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービスなどに関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年から毎年開催しています。

主なご意見・ご要望とその対応(会社情報編P30参照)は、総代会や評議員会に報告しています。また、総代や当社役員も多数出席し、ニッセイ懇話会と総代会および総代懇談会との相互の連動性を高める取り組みも続けています。

※ ニッセイ懇話会の開催は、ニッセイホームページ、支社などへのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等で案内し、幅広くご出席者を募集しています。



2021年度開催の様子
(オンライン開催)



当社の事業活動をご説明するビデオ

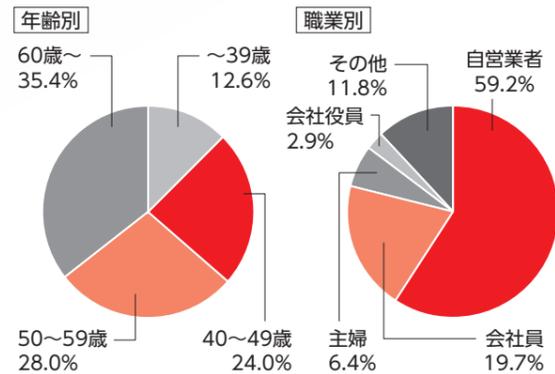
2021年度ニッセイ懇話会の開催状況

2021年度のニッセイ懇話会は、2022年1～3月にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、全国の支社等の会場に加え、オンラインおよび書面にて開催しました。総代85名を含む、ご契約者など2,309名から、6,277件のご意見・ご要望をいただ

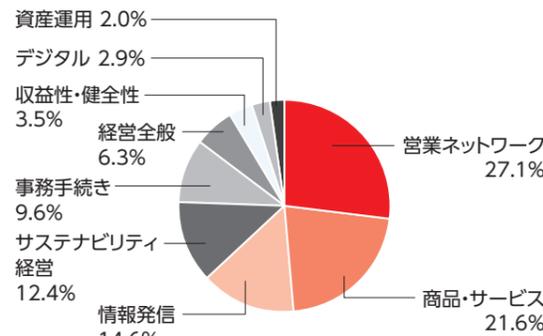
きました。

2021年度上半期業績、お客様の声に基づく改善取り組みなどについて、ビデオ等を使い、分かりやすい説明に努めました。いただいたご意見・ご要望は社内各部署で検討し、経営に反映するよう努めています。

【ご出席者の構成】



【ご意見・ご要望の内訳】



※ 上記のほか、ニッセイ懇話会に参加してのご感想などが838件ありました。

2021年度ニッセイ懇話会における主なご意見・ご要望と当社の対応は会社情報編P30をご参照ください。

※ ニッセイ懇話会の開催結果は、ニッセイホームページにてご覧いただけます。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/konwakai/>

評議員会

評議員会は、経営の適正を期するための経営諮問機関です。評議員は、社員または学識経験者の中から総代会で選任され、諮問を受けた事項または経営上の

重要事項について意見を述べるほか、社員からいただいた会社経営に関するご意見を審議します。これらの結果は、総代会の場で報告しています。

コーポレートガバナンス体制の構築

当社の定める経営基本理念にのっとり、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努めています。当社は、

このコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および体制を定めることを目的として、「コーポレートガバナンス基本方針」*を定め、当社の機関構成の選択理由等を規定しています。

*「コーポレートガバナンス基本方針」は、ニッセイホームページにてご覧いただけます。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/pdf/kihonhoushin.pdf>

機関構成の選択理由等

当社は、以下の観点から監査等委員会設置会社を選択しています。

1. 取締役会における監督機能と執行機能の協働体制の構築
2. 迅速かつ果断な業務執行体制の構築
3. 取締役会から独立した監査等委員会による監査・監督体制の構築

また、取締役および執行役員を選任等・報酬等に関する透明性の確保や、客観的な視点からの牽制の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会を、社外取締役の幅広い経験および見識の経営への活用を目的に、経営に関する重要事項等について審議する社外取締役会議を、それぞれ設置しています。さらに、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、業務執行を執行役員が担う執行役員制度を採用しています。

■ 取締役・取締役会

項目	内容
任務	<p>取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、以下の事項を主な任務とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営の基本方針の決定 2. 内部統制システムの基本方針の決定およびその構築・運用の監視 3. 取締役および執行役員の職務の執行の監督 4. コーポレートガバナンス体制の整備 5. 代表取締役の選定および解職 <p>取締役は、取締役会の議案に対して十分に検討するとともに、必要に応じて説明の要請や意見表明を行うなど積極的に議論に参加することで取締役会の任務の遂行に参画します。また、社外取締役は、各々の経験および見識に基づき、客観的な立場から職責を担うとともに、執行に対して助言を行います。</p>
構成	<p>取締役会は、前掲の任務を果たすため議論に適した規模とし、取締役会全体としての経験、見識および視点等の多様性を確保します*1。また、取締役のうち3分の1以上を社外取締役とする*2とともに、執行役員を兼務する取締役を選任します。独立社外取締役*29名を含む22名の取締役で構成しています*3。</p>
選任	<p>選定基準*5に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が候補者を決定し、総代会の決議により取締役を選任します。</p> <p>また、代表取締役および役付取締役は、取締役(監査等委員である者を除く)の中から、経験、実績、見識および人格等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定します。</p>



*1 より具体的な構成の考え方を、P117に掲載しています。

*2 「社外取締役の独立性判断基準」は、ニッセイホームページにてご覧いただけます。

*3 2022年7月5日時点の取締役の一覧を、P114～116に掲載しています。

*4 2022年7月5日時点。

*5 取締役候補者の選定基準は、「コーポレートガバナンス基本方針」第8条第1項および第21条第1項に定めています。

■ 指名・報酬諮問委員会

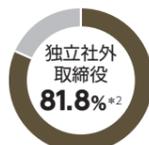
項目	内容
任務	取締役会の諮問機関として、取締役および執行役員等の選解任に関する事項ならびに取締役(監査等委員である者を除く)および執行役員等の報酬等に関する事項等について審議し、その結果を取締役に答申します。
構成	<p>社外取締役(監査等委員である者を除く)、会長および社長から構成し、その過半数および委員長を独立社外取締役とします。</p> <p>社外取締役5名、会長および社長で構成しています*1。</p>



*1 2022年7月5日時点。

■ 社外取締役会議

項目	内容
任務	当社の経営の基本方針その他の経営に関する重要事項について審議します。
構成	<p>全ての社外取締役、会長および社長から構成し、必要に応じて、当社役員・職員その他社外有識者等が参加します。</p> <p>社外取締役9名、会長および社長で構成しています*2。</p>



*2 2022年7月5日時点。

■ 監査等委員・監査等委員会

項目	内容
任務	監査等委員会は、能動的な調査権限の行使、内部統制システムの利用および取締役(監査等委員である者を除く)の選解任・報酬等に関する意見陳述権の行使等を通じ、取締役会から独立した機関として取締役の職務の執行の監査および監督を行います。
構成	<p>監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等に必要な規模とし、全体として、当社の業務に関する知識・情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保します。また、監査等委員のうち過半数を社外取締役である監査等委員とします。</p> <p>独立社外取締役である監査等委員4名を含む5名の監査等委員で構成しています*3。</p>
選任	選定基準*5に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議および監査等委員会の同意を得て、取締役会が候補者を決定し、総代会の決議により監査等委員を選任します。



*3 2022年7月5日時点の監査等委員の一覧を、P116に掲載しています。

*4 2022年7月5日時点。

*5 監査等委員候補者の選定基準は、「コーポレートガバナンス基本方針」第21条第1項に定めています。

監査等委員会監査の状況

■ 監査等委員会の監査・組織・手続き

当社は、2022年7月5日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員会監査においては、引き続き執行現場の実情を直視した監査活動を行っていくとともに、内部監査部門とのさらなる連携強化等、内部統制システムも利用しながら、実効的かつ効率的な監査を行ってまいります。

具体的には、監査等委員会が策定した監査等方針・監査等計画において、下記の4項目を重点監査項目とし、これらに関連する案件を中心に執行部門から直接報告を受けるほか、内部監査部門等の内部統制機能を所管する部門や各監査等委員からの報告等を受けて、監査を行います。

(1) 経営環境の変化への適応	(2) 生命保険会社としての社会的役割の実現
(3) グループ一体経営の推進	(4) コーポレートガバナンスの高度化

上記に加えて、常勤監査等委員は、取締役会や経営会議その他の重要な会議への出席、執行部門へのヒアリング、グループ会社の監査役との連携等、日常的な監査活動を実施し、意見表明・提言を行っています。社外監査等委員は、取締役会等へ出席し、客観的・独立的な立場から意見表明・提言を行うことなどに加えて、必要に応じて支社等フロント組織への往査等も行います。

また、監査等委員会の職務を補助するための体制として、監査等特命役員(1名*)を配置するとともに、監査等委員会室(14名*で構成)を設置しています。監査等特命役員は、監査等委員会の指示に基づいて監査等委員会への出席・参画や日常的な調査等を行い、監査等委員会室は、幅広い部門の実務経験を有する者を配置しており、各々の専門性を生かして監査等委員会監査を補助しています。

* 2022年7月5日時点。

監査役および監査役会の活動状況

※当項目は、監査等委員会設置会社へ移行する前の活動状況を記載しています。

監査役会の開催状況

2021年度において当社は監査役会を合計12回開催しました。

監査役会においては、監査年度始に策定した監査方針・監査計画に基づく監査の実施状況を相互に確認し、監査結果の共有と意見交換を行いました。また、経営上の重要なテーマを選定し、執行部門などから直接報告を受け、意見交換を行いました。

監査役の活動状況

コロナ禍においてWeb会議システム等も活用しながら、重要な会議への出席、取締役・執行役員との意見交換、執行部門へのヒアリング、重要な文書の閲覧、支社等フロント組織への往査、会計監査人や内部監査部門等の内部統制機能を所管する部門との連携、国内グループ会社の調査・グループ会社監査役との連携、海外グループ会社の調査を行いました。

監査上の主要な検討事項*については、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、適切に職務遂行していることを確認しました。

また、コーポレートガバナンス体制の高度化に合わせ、監査体制についても、当社業務の拡大・複雑化に対応した高度化を図るべく検討・議論を行い、その結果を新たなコーポレートガバナンス体制に反映しています。

* 「監査上の主要な検討事項」は、財務情報編P133「独立監査人の監査報告書」に掲載しています。

内部統制システムの整備

当社は、業務の適正を確保し、企業価値の向上を図るため、取締役会で「内部統制システムの基本方針」を

制定しています。この方針に基づき、以下の体制をはじめとした内部統制システムの整備を行っています。

〈当方針で規定する各種体制(例)〉

- 経営管理体制
- 内部通報体制
- 財務報告の信頼性の確保のための体制
- 担当執行役員制による執行体制
- リスク管理体制
- 内部監査体制
- コンプライアンス推進体制
- 危機管理体制
- 内部監査体制
- 反社会的勢力への対応体制
- 情報管理体制
- グループ会社管理体制

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/hoshin.html>

内部監査体制

■ 体制・方針

他の執行部門から独立した内部監査組織として「監査部」を設置し、当社およびグループ会社の業務を対象として内部監査を行っています(監査部の人員は2022年4月時点で109名)。

取締役会にて決議した「内部監査基本方針」において、基本的な考え方・体制のほか、内部監査を通じて実効性ある内部管理態勢の構築に資すること等を定めています。

■ 内部監査の高度化に向けた取り組み

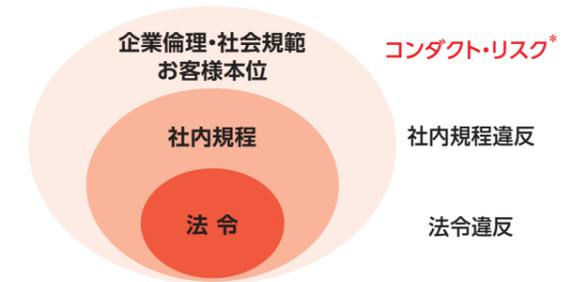
中期経営計画「Going Beyond -超えて、その先へ-」の達成に資する監査を実践することを目的とした監査方針(2021-2023)を取締役会で決議しています。当方針においては、リスクに着目した監査のさらなる推

進、業務執行部門ならびにリスク管理部門および法務・コンプライアンス部門の役割・責任を意識した監査の実践等を通じて、付加価値を生み、改善に寄与していくことを定めています。

当方針に基づき、内部統制、リスク管理態勢および経営管理態勢等の適切性・有効性を検証するための監査を行っています。監査結果については、経営会議、取締役会、監査等委員会や関連する委員会に報告します。また、監査部・監査等委員・会計監査人が、監査の計画・実施状況・結果等について定期的に意見交換を行うほか、監査部・会計監査人が監査等委員会へ出席するなど、密接な連携を図ります。

コンプライアンス(法令等遵守)の推進

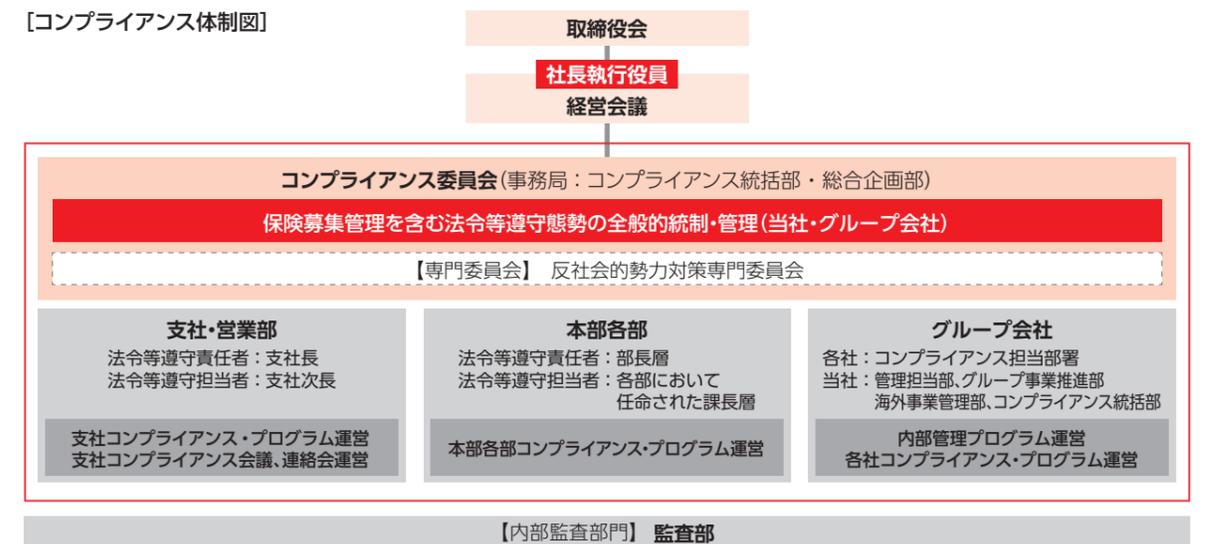
当社は、コンプライアンス(法令等遵守)とは、狭義の法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守すること、そして、お客様・社会の信頼に応え、誠実に仕事をしていくことと考えています。全役員・職員がコンプライアンスの担い手であり、コンプライアンスが業務遂行の前提であるという基本理念のもと、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。



* コンダクト・リスクとは、法令として規律が整備されていないもの、社会規範に悖る行為、商習慣や市場慣行に反する行為、利用者の視点の欠如した行為につながり、結果として企業価値が大きく毀損されるリスクのことです。

■ コンプライアンス体制

[コンプライアンス体制図]



当社は、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会において、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取り組み状況のモニタリングなどを通じ、保険募集管理を含むコンプライアンス態勢の全般的統制・管理を行っています。

加えて、諮問機関として反社会的勢力対策専門委員会を設置し、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた対策の協議・社内啓発の推進等、各課題ごとの具体的な対応策を検討、実施しています。

全社的なコンプライアンスを統括する部署として、「コンプライアンス統括部」を設置しています。「コンプライアンス統括部」では、不祥事件やその疑わしい行為が、支社や本部各部から一元的に報告される体制

をとるなど、コンプライアンスに関する情報の全社的な把握に努めるとともに、「コンプライアンス担当部長(コンプライアンス・オフィサー)」を配置し、支社や本部各部の取り組みへのフォローなどを行っています。

また、グループ会社におけるコンプライアンスの推進に向け、「グループ会社コンプライアンス方針」を制定し、各グループ会社に対し自律的なコンプライアンス態勢の整備およびコンプライアンスに関する基本的な事項の遵守を求めるとともに、当該整備・遵守の状況について、管理・指導等を実施しています。加えて、グループ会社における担当部門と意見交換を実施し、当社グループにおけるコンプライアンスの高度化に向けた取り組みを実施しています。

■ **コンプライアンス・プログラムの策定・実施**

当社は、「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス規程」に基づき、毎年、経営会議を経て「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。

また、支社や本部各部では全社の計画を踏まえ、コンダクト・リスクも含めた固有・業務課題を洗い出

したうえで、支社・各部ごとに取り組み計画を策定し、日常業務の中で実践しています。その状況については、「コンプライアンス統括部」にて定期的に確認・フォローを行うとともに、新たな課題を取り組み計画に反映させる運営としています。

■ **コンプライアンスの理念の教育・徹底**

当社は、全役員・職員が業務を行うにあたり、守るべき原則・規準を定めた「行動規範」を策定しています。「行動規範」は「職員必携」という小冊子の中に綴り込まれており、「お客様のためになっているか」「法律的に見て、また社会通念から見て正しいかどうか」「人権を侵害していないか」など、自らの業務遂行上、判断に迷う場合にいつでも参照できるようにしています。また、「行動規範」の内容および各部門の業務については、法令等の観点から解説した「法令遵守マニュアル」などを作成し、全役員・職員に徹底しています。

また、全役員・職員に対して、業界共通の継続教育カリキュラムの内容を反映した「マナー・コンプライアンステキスト」などの各種教材を活用し、適正な保険募集やアフターサービスなどの教育を実施しています。

さらに、営業職員には、社内衛星放送(NICE-NET)のコンプライアンス番組による研修を定例的に実施し、視聴後は小テストにより理解度を確認しています。

内務職員に対しては、各部の固有・業務課題に応じた研修などを実施し、業務内容に応じたコンプライアンス関連知識を研鑽しています。

■ **内部通報制度**

当社では、内部通報制度を整備しており、専管組織として「コンプライアンス相談室」を設置し、社内通報窓口の専任担当者を配置して、通報や相談を幅広く受け付けるとともに、コンプライアンス・オフィサーの指揮のもとで事実確認を行い、必要に応じて是正措置を講じています。

社外通報窓口を設置するなど、安心して通報できる環境の整備に取り組んでいます。また、「職員必携」に通報窓口を明記し、社内衛星放送等を通じた教育研修を行うなど、全役員・職員への周知にも努めています。

また、グループ会社についても、当社に準じた内部通報制度の体制整備を進めるとともに、当社にてグループ会社の経営上のリスクにかかる情報をより一層収集する体制を構築すべく、「日本生命グループ共通通報窓口」を設置しています。

その実効性を高める観点から、通報を理由とした不利益な取り扱いや通報者を特定させる情報の漏えい、通報者の探索の禁止等を社内規程に明文化しており、社内通報窓口に加え、委託先法律事務所内に

■ **ハラスメント(パワハラ・セクハラ・マタハラなど)対策**

当社では、ハラスメントは、被害者個人の尊厳を不当に傷付ける人権問題であるとともに、職場秩序や業務遂行を阻害する職場環境問題であると考え、「行動規範」「ハラスメント防止規程」などを定め、

いかなる形のハラスメントも一切許さないこととしています。この点は、全役員・職員に携帯が義務付けられている「職員必携」をはじめ、各種媒体への掲載や研修を通じて、その問題や対応について周知・徹底に努めています。

■ **マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策**

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対応は金融機関としての社会的責任であり、経営上の重要な課題と認識しています。当社では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策規程」を制定し、取引時確認

や疑わしい取引の届け出等の適切な実施に向け、コンプライアンス統括部を事務局とする全社的な対応態勢を整備するなど、リスクに応じたマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に努めています。

■ **反社会的勢力への対応**

反社会的勢力に対する基本原則

当社は、「行動規範」の中で、暴力団などの市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を持たないこと、反社会的勢力に接した場合は速やか

に上司に報告し、毅然とした態度で組織的に対応することを掲げています。

反社会的勢力に対する取り組み

当社は、「内部統制システムの基本方針」において、反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組むこととしています。その実現に向けた社内体制の整備として、「反社会的勢力対策専門委員会」を設置し、一般社団法人生命保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団などの反社会的勢力に関わる対策の協議

および社内啓発の推進などを行っています。

また、「総務部」を反社会的勢力対応組織として位置付け、不当要求などの事案が発生した際には、速やかに総務部へ報告する体制とするなど、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築しています。

保険約款への暴力団排除条項の導入

一般社団法人生命保険協会は、会員各社が反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また、反社会的勢力およびその関係者に資金が流入することを阻止するために、保険約款においても、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が保険期間中に、反社会的勢力

に該当した場合などには、保険契約を解除できるとする規定例を策定しています。

当社も、以下のとおり2012年4月以降、同様の規定を保険約款に定めるなど、反社会的勢力との関係遮断の取り組みを強化しています。

契約基本約款 重大事由による解除

○会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。

(略)

○保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

- ・暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(略)

■ **勧誘方針**

お客様第一主義の一層の前進に向けて、保険その他金融商品の販売の際の当社の姿勢を「ニッセイの勧誘方針」として定め、ニッセイホームページなどで公表しています。

※ 勧誘方針、個人情報保護方針については、会社情報編P27にてご覧いただけます。

■ **個人情報保護への取り組み**

当社では、お客様の大切な個人情報をお預かりしています。当社は、「個人情報保護方針」を制定・公表するとともに、職員教育や情報システムのセキュリティ向上を図っており、今後もお客様の個人情報を適切に管理してまいります。

リスク管理の徹底

株価・金利等の経済状況の変動、医療技術の進歩、大規模災害やパンデミックの発生、サイバー攻撃の高度化・複雑化など、生命保険会社を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたさまざまな要因から生じるリスクについては、的確に把握し、適切に管理して

■ リスク管理体制

リスク管理にあたっては、「内部統制システムの基本方針」に定められたリスク管理体制に従い、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会およびその諮問機関である各専門委員会において、各種リスクの特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、各種リスクが全体として経営に及ぼす影響について、統合的な管理を行っています。

また、新たにリスク管理委員会の諮問機関として情報資産管理専門委員会を設置し、データ保護・リスク管理に係る諸問題の審議を行うとともに、これらのリスク管理の状況は経営会議、取締役会へ報告する体制を整備しています。

加えて、収益部門と分離されたリスク管理部門を定めることで相互牽制体制を構築するとともに、内部

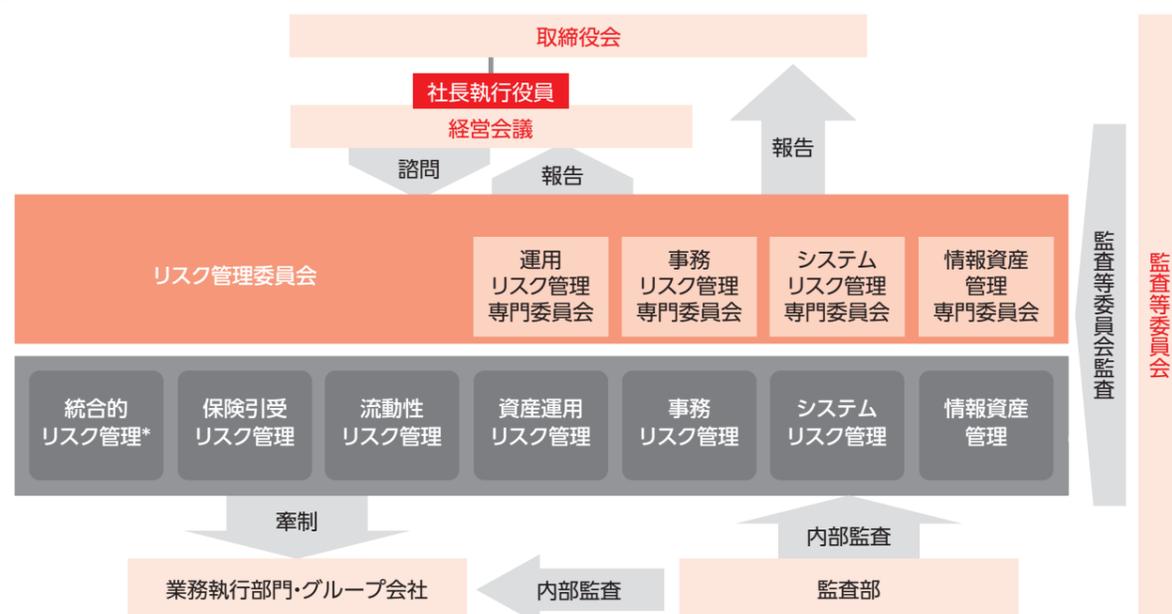
いくことが非常に重要であり、フォワードルッキングなリスク管理を推進しています。

このような認識のもと、当社ではグループ会社も含め、リスク管理態勢の整備とその適切な運営に努めるとともに、その高度化に取り組んでいます。

監査部門がリスク管理の実効性について検証・チェックを行うなど、二次牽制機能の確保も図っています。

また、グループ会社に係るリスク管理については、「グループ会社リスク管理方針」を制定し、当社グループにおける統合的なリスク管理を行うとともに、各グループ会社に対し、リスクの種類、特性および軽重に応じて、当社における各種リスク管理の適用および当該グループ会社による各種リスク管理に関する管理・指導などを実施しています。加えて、グループ会社のリスク管理状況などを定期的に確認するとともに、主要保険子会社における担当部門と意見交換を実施するなど、当社グループにおけるリスク管理の高度化に向けた取り組みを実施しています。

【リスク管理体制】



* グループ会社に係るリスク管理を含む(他の各種リスクも同様)。

■ 統合的リスク管理

当社は、さまざまなリスクが全体として会社に及ぼす影響を統合的に管理する観点から、統合的リスク管理を実施しています。当社の統合的リスク管理においては、

各種リスクを部門横断的に一元管理するとともに、統計的なリスク計測などを通じて、各種リスクを統合し、会社全体のリスクの状況を総合的に管理しています。

ストレステストの実施

統計的なリスク計測手法では捉えきれないリスクも存在すると考えられるため、その補完的手法として、運用環境が大幅に悪化するシナリオや、大規模災害などにより保険金・給付金のお支払いが増加するシナリオを想定したストレス

テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会などに報告し、財務基盤の強化などの検討に役立てています。

■ 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や、保険事故の発生率、運用実績、事業費支出などが保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクです。

お客様からお引き受けしたご契約に対して、長期に

わたり責任を果たしていくため、安定的な保険金などのお支払いが可能となる保険料の設定や、保険のお引き受け時の診査・査定を適切に実施することにより、保障責任を全うするためのリスクコントロールを図っています。

保険料設定に関わるリスクへの対応

当社は、信頼できる統計データを基に、医師やアクチュアリー(数学的な手法を用いて、保険料設定や財務健全性に関与する専門職)などの専門的資格を持つ職員によって保険金などのお支払いの発生率を

分析したうえで、保険料を設定しています。さらに、設定した保険料をさまざまな面でシミュレーションし、将来にわたってお客様への保障責任を果たすことができるかを検証しています。

契約選択・支払査定に関わるリスクへの対応

ご契約のお引き受け時には、医師資格を持つ職員や医学的な専門知識を有した職員による医学的観点からの診査・査定に加え、モラルリスクの面からも専門の職員による査定を行っています。また、診査・査定の結果、必要に応じ、特別な条件(保険料の割増等)を付け

てお引き受けさせていただくなどの対応を行い、多くのお客様に適正な保険料で多様な保障を提供しています。

さらに、保険金などのお支払い時にも、医師資格を持つ職員や医学的な専門知識を有した職員による査定を行うなど、十分なリスク管理を行っています。

再保険にかかる方針

当社では、リスク分散の方策の一つとして、再保険を行っています。その際、リスクの種類・特性を考慮したうえで、リスク管理委員会等での検討を通じ、出再・受再の取引内容を決定して

います。また、再保険取引では、主要格付機関の格付けなどをベースに出再先の信用力を評価するとともに、特定の出再先に過度な取引の集中が起こらないよう管理しています。

■ 流動性リスク管理

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに分けられます。

資金繰りリスクとは、大規模災害などによる予定外の資金流出により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。資金繰りリスクに対しては、資産運用計画や日々の資金繰りにおいて、流動性の高い資産を一定の水準以上確保することにより

■ 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性を踏まえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごとなどに運用限度枠を設定のうえ、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの

信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制の整備、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・

不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動などにより不動産収益が減少する、または市況の悪化などにより不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件

■ 事務リスク管理

事務リスクとは、役員・職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことによりお客様や社外の方へ影響を与える、または会社が損失を被るリスクです。

対応しています。

市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。市場流動性リスクに対しては、市場環境に応じて資産ごとに適切な取引限度額を設定するなどの対策を実施しています。

このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析などを通じて、効率的なポートフォリオ管理を行うとともに、ポートフォリオの状況やマーケット動向に対するきめ細かなモニタリングを通じて、長期的な収益の安定・向上に努めています。

構築に努めています。

また、市場リスクをコントロールするため、市場の環境変化によってどの程度まで損失を被る可能性があるかを、リスク量として統計的に算出し、このリスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

モニタリングなどにより、良質なポートフォリオの構築に努めています。

また、信用リスク量の計測として、信用供与先の財務状況の悪化などによってどの程度まで損失を被る可能性があるかを、リスク量として統計的に算出し、このリスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定し、モニタリングを実施しています。

事務リスクの管理にあたっては、発生事象の収集・分析を通じて全社的な事務リスクの把握と、再発防止策の策定およびその効果性の検証に取り組むとともに、事務知識の教育・事務規程の整備などの事務改善にも取り組んでいます。

■ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動、不備、不正使用などにより損失を被るリスクです。

システムリスクの管理にあたっては、コンピュータシステムの企画・開発・運用・利用における安全対策基準の策定や遵守状況の確認、適切な利用に向けた指導を定期的実施しています。

具体的には、コンピュータシステムのダウンへの対応として、全社的なコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)の整備、システム障害への対策訓練の実施を通じて有事対応の定着を図っています。また、バックアップセンターを設置し、広域災害の発生リスクにも備えています。

■ 情報資産管理

情報資産管理とは、お客様情報、従業員情報・経営機密情報等の当社が保有・管理する全ての情報を適切に取り扱い保護すること、必要に応じて情報の開示等を行うこと、プライバシー保護に係るリスクを管理することです。

■ 災害対策について

大規模地震発生時や感染症まん延時においても、各種サービス等をお客様へ提供できるよう、業務継続計画(BCP)の策定を行っています。

また、営業時間内の地震や津波なども想定し、お客様避難誘導訓練や災害対策備蓄品の点検を実施する等、常日頃から災害対策に努めています。

東日本大震災発生時には、社長を本部長とする災害

コンピュータシステムの誤作動、不備、不正使用などへの対応として、重層的なセキュリティ対策の実施、サイバー攻撃などへの対応態勢の整備、防御・検知対策や全役員・職員への情報セキュリティ教育・訓練の徹底、社外専門機関との連携、グループ各社のセキュリティ対策推進など、継続的な強化に取り組んでいます。

加えて、クラウドサービスの活用など、システム開発・利用・運用に関する外部委託の増加を踏まえ、委託先のシステムセキュリティリスクなどへの対応状況に関するチェック体制の強化に取り組んでいます。

情報資産管理にあたっては、関連法令・規範の遵守、管理態勢の整備、役員・職員への教育の実施に加え、社外の知見も踏まえながら適切な管理に努めています。

対策本部のもと、災害死亡保険金等の全額支払いや、安否確認活動等を通じた漏れのないお支払いの実施、義援金寄付や物資のお届け等の復興支援活動を行いました。

近年激甚化する風水害等、さまざまな災害の経験も踏まえ、一層の災害対策の向上を推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症に関する対応

新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大抑止と職員の安全確保を最優先に、以下対応を実施しています。

〈お客様対応における取り組み〉

- 訪問を希望されないお客様には、デジタルツール・郵送等を活用し、非対面での対応
- 対面での訪問を希望されるお客様訪問時には、体調管理、マスク着用、手洗い・除菌等の感染防止対策を徹底

〈社内における取り組み〉

- 毎日の検温と体調管理、マスク着用、手洗い等の徹底
 - テレワークや時差出勤の活用を通じた通勤混雑緩和・出勤削減
 - 従業員のワクチン接種に関し、情報提供や勤務管理上の特別取り扱いを設定
- (感染者が発生した場合)
- 感染者と接触可能性がある職員の確認を行い、接触者はテレワークや休暇取得の活用により自宅待機を徹底
 - 感染者が利用したオフィスや共用スペースの消毒を実施